

エネルギー政策推進特別委員会記録

開催日時 平成25年11月27日(水) 13:03~14:47

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

猪奥 美里 委員長

宮本 次郎 副委員長

井岡 正徳 委員

阪口 保 委員

上田 悟 委員

安井 宏一 委員

高柳 忠夫 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 地域振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 12月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○猪奥委員長 では、続きまして、前回の委員会で井岡委員から質疑のありましたことについて、柘井税務課長、野添農林部次長の順に答弁を先にお願ひしたいと思います

○柘井税務課長 きょうお配りいただいたなかに、「太陽光発電設備等に係る税務の取扱いについて(概要)」という資料を1枚入れております。資料は減税措置を中心にまとめております。国税、県税、市町村税と記載しておりますけれども、国の税、市町村の税が主なものとなりますので、具体的にお答えできない部分はあるかと思いますが、その点ご了承をいただきたいと思います。

資料をごらんいただきまして、想定しております事業例は記載のとおりです。一番上に事業例1、事業例2、事業例3と書いております。メガソーラーを設置するもの、自治会がパネルを設置するもの、それから家屋の屋根に太陽光発電設備を設置するもの、そ

うものを想定しております。

まず国税であります法人税と所得税でございます。法人税のところでございますが、これは自治会も含まれますけれども、法人に所得があれば法人税がかかるということでございます。ご承知のことと思いますが、一般的に利益であります益金から損金を差し引いた所得に対して一定の税率、約15%から25%の税率がかかるものでございます。ここの法人税につきましては記載の税の優遇措置がございます。損金の部分ですけれども、①としまして、特別償却、たくさん費用を出すということでございます。それから、②に、即時償却、一度に償却してしまうという制度でございます。それから③、税額から直接控除する税額控除と、そういう優遇制度がございます。

それから、個人の場合ですけれども、個人の場合にはその個人の所得に所得税が課せられます。これもご承知のとおり、40%までの累進課税となっております。減税の措置でございますけれども、所得税は所得を、給与所得など10の区分に分けて、それらを通算して所得を算出するという制度となっております。そのうちの事業所得であると認められる場合には、所得計算の上で、先ほどと同様の優遇制度がございます。一般のサラリーマンですと、給与所得以外の所得つまり売電の所得ですけれども、これが雑所得となるのですけれども、それが20万円までの場合、確定申告が要りませんので、税金がかからないということになっております。

それから、次に、県税でございますけれども、これにつきましては事業税がかかります。法人の場合は電気供給業として収入金額に課税されます、税率は0.7%でございます。個人の場合ですと個人事業税がかかります、事業所得に課税されることになりまして、この場合の税率は5%でございます。資料に記載しておりませんが、先ほど申しました国税の優遇制度ですけれども、これが県税の事業税の所得の計算の上でも連動するようになっておりまして、この効果がそのまま適用されるということになっております。

それから、最後に、市町村税でございますけれども、償却資産に固定資産税がかかります。一般の住宅用の10キロワット未満の発電のための設備を除きまして、太陽光発電設備などを所有している方に償却資産としての固定資産税がかかります。これは一般に、固定資産税の価格に1.4%の税率がかけられるものです。免税点がございまして150万円でございます。150万円未満の施設、設備については課税されないことになっております。これの減税の制度でございますけれども、この固定資産の価格が3分の2減額されるという優遇制度がございます。

以上が概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野添農林部次長（農政担当・地域農政課長事務取扱） 資料につきましては「発電設備の設置に際しての農地法による運用」でございます。太陽光パネルの下に日影で育つ作物を作ることにより農地転用せずに太陽光パネルを設置している事例についてのお尋ねでございます。ご指摘の事例といたしましては、三重県菰野町におきまして45アールの畑地の上部空間で2,160枚の太陽光パネルを設置して、年間54万キロワットの発電量を維持しながら、芝生的一种でございますタマリユウを栽培しております。

資料をごらんいただきたいのですが、この事例の後、平成25年3月31日、太陽光発電設備等について農地転用許可制度上の取り扱いに関する通知が国から示されました。市街化区域以外において農地に太陽光パネルを設置する場合がございますけれども、農地を農地以外にする非農地として設置する場合と、それから、営農を継続をしながら農地の上部空間に設置をする場合の2つの手法がございます、それぞれの手法で農地法の取り扱いが異なってまいります。

まず、農地以外に転用して恒久的に太陽光パネルをじか置きとする場合がございますけれども、農地法による農地区分で申し上げますれば第2種農地と第3種農地に分類される農地に限り、審査基準を満たせば設置が可能であるということでございます。

続きまして、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置をする営農型の太陽光パネルの場合でございます。農地以外に転用することは立地的に許可できない農振農用地でありますとか、第1種農地のような優良農地でございますけれども3年間を最長とする一時転用の許可を受けることで設置することが可能となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○猪奥委員長 それでは、先ほどの説明、報告及びその他の事項も含めまして、質疑があればご発言をお願いします。

○井岡委員 この間の宿題ありがとうございました。何点かお尋ねしたいと思います。

税のことですけれども、結局、青色申告している個人であって、不動産所得にかかるアパートとか賃貸アパートのパネルの設置については、これは減税されないということでしょうか。

それともう一つ、固定資産税においても、普通の民間の自分のところの家屋の一部として評価額が増税される場合は、償却資産としてとり合わないという見解でよろしいのですか。はい、わかりました。

それから、農地転用のことですが、これは去年から相談がありまして、タマリユウとか、庭によく植える、リュウノヒゲをつくって、上で太陽光パネルをつくと。日陰でも育つということで、去年、三重県で実施されたわけですが、ただし営農の継続が必要、例えば米を植えて、米が育たないようなものを植えることでは認められないとのことで営農の継続が必要ということで、ある程度緩和されたかと思っております。これを使えば、今までから調整区域、農振地域は固定資産税が安いので、県内でも何か1例ぐらいされるという予定を聞いておりますので、また皆さんご参考をお願いします。

それから、農村の再生可能エネルギーのこと、これは質問ですが、農村資源を活用したものとして再生可能エネルギーを検討されたと聞きますが、その検討結果をお聞かせ願いたいのと、本年度の農村振興、農村資源を活用した再生可能エネルギーの取り組みがどのような状況にあるのかについて、まずは質問させていただきます。

○菅谷農村振興課長 農村資源を活用しました再生可能エネルギーについてでございますけれども、平成24年度に、まず農村地域でございます水路やため池などの農業水利施設を利用した太陽光発電や小水力発電の導入の可能性について検討をいたしました。

太陽光発電につきましては、倉橋ため池周辺ののり面や、吉野川分水の水路上部などの面的スペースの利用、そして小水力発電につきましては、上津ダムや倉橋ため池からの放流水、また吉野川分水の流水の利用などを検討をしております。その結果、活用する施設のもともとの利用や管理に影響のない設置方法や構造の確保がもちろん前提で、それと、また採算ベースで全量売電を前提にいたしまして、電柱とか電線が近くにある条件のもとであれば、まず太陽光発電では日照条件のよい一定の面積が確保できれば導入しても採算ベースに乗って運用することが可能とわかりました。また、小水力発電につきましては、年間を通じて安定した一定の流量と落差を確保する必要があることがわかりました。したがって、小水力発電で、例えば地域の小さな用水路やため池では通水量等が限られますので、採算ベースでは非常に難しいということで、地域づくりとか農村づくりにおけるシンボルなどとしての別の効果の検討も必要ではないかということが平成24年にわかりました。

それで、これらの検討結果を受けまして、平成25年度は太陽光発電につきましては、倉橋ため池の堤体の南西を向きました内のり面を利用して、ため池の管理者であります倉橋ため池土地改良区が事業主体となって、先ほど地域振興部長からも少し説明がございましたけれど、平成25年10月に工事発注が既に行われております。今年度の供用に向け

て現在その発電施設の整備が進められているところでございます。また、小水力発電につきましては、上津ダムにおきまして河川への放流水を利用しまして、施設の管理者である大和高原北部土地改良区が事業主体となって、6月に実施設計に着手しておりまして、現在、各種の手続等を行いつつ工事発注に向けた準備を行っておるところでございます。これらの施設で発電した電力につきましては、売電をした上で、それらダム等の施設の管理費等に活用することで予定をされております。

県としましては、土地改良区と連携を図りながら農林水産省や経済産業省、また関西電力など、関係機関との調整や、必要な手続等の技術的アドバイスなど、そうした支援を行っているところでございます。引き続き今後ともこうした農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入に対しまして、昨年度や今年度を実施しております知識や経験を生かして、今後とも市町村や土地改良区への情報提供、また国の助成制度を活用した調査や事業化に向けた支援を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○井岡委員 農業水利施設の利用は置いておきまして、先に、まずソーラーのことですけれども、太陽光発電、実は先日、小水力発電のサミットに鹿児島県まで行ってまいりましたときに、やはりこれからもう太陽光発電は再生可能エネルギーの中でも雨天、台風などの場合に賄えないなど、それから設備容量の割に発電効率が非常に悪いということなので、代替に可能とはなかなかならないけれども、家庭の中で電気の7割が消費されている。産業界はどんどん、電気代が高いものだからコストを下げる努力をしておりますけれども、結局家庭の中での消費量を減らすことの中で太陽光は幾らかはいいのだろうと思います。将来太陽光発電で水素をつくって、それをためるとか、家庭に蓄電設備、まだ今はコストが高いのですけれども、そういう研究をされているらしいです。

それと、もう一つ、今メガソーラーをいろいろやられておられますけれども、平成26年3月ぐらいまでには有機太陽電池、この開発が進められております。この有機太陽電池というのは、窓のところにフィルムを貼ったりとか車の上に貼ったりとかできるので、これが大量に生産されたら製造コストが非常に安くなるということで、メガソーラーはこれから10年先になると、拭いたり、メンテナンスが非常に高くなる。将来これはごみになるのではないと言われていることがあって、主流がそっちの有機太陽電池になると聞いております。これは三菱化学(株)が最近発明されて、実際に年内にもう生産されると聞いております。これが、だんだん生産されるとなると、ホームセンターで、すだれのかわりに売っているような、それと、電気の輸送コストも安くなります。実際、こういうビルの

中で全部電気が賄えることで、将来はそう変わってくるのと違うかとも聞いてまいりました。

そして小水力発電の話ですけれども、先ほど農業の話をお聞かせいただきました。確かに土地改良区、今のお話は、大和高原北部土地改良区、これはまあ落差もあり、上津ダムがあったのでこういう発電ができますけれども、一番大きな大和平野土地改良区とか倉橋ため池土地改良区とかなぜ水が使えないのかと思ったら、やはり通水する時期が限られているということ、5月の初めに試験通水が始まって、大体8月になったらもう終わるということ、その間しか水を流さないのが非効率だということ、多分この土地改良区の場合は山手のほうしかなかなか無理かと思っておりました。その中で、河川法の改正があって、年内の施行予定ですけれども、ことしから許可制が変わって、登録制になったことで、非常に水利権が今までうるさかったものが簡単になると聞いてまいりました。そんな中でやはりこれから、バイオマスと小水力発電は非常に、設備容量の割に発電効率が高いということでございます。もし参考になれば皆さんにこの資料を配ってほしいのですけれども、委員長よろしいですか。

○猪奥委員長 どうぞ。

○井岡委員 では、配ってください。バイオマスについてはきょうは質問しません、後ですると聞いておりますので。

小水力発電ですけれども、きょう質問しようと思ったところ、先に質問しますと言ったら、こんなことやっていますときょういっぱい資料が出されてきましたので、それについては質問しませんけれども、今すぐにやれることといたら、県内にある奈良県が持っている施設でやられることが一番多い。今、桜井浄水場、それから御所浄水場で少しやっているということです。桜井浄水場などは140何キロワットという、かなり大きいワット数でございます。それならば、もっとほかに、例えば下水道課、浄化センターのところにある、あれも水がどっと出ていますけれども、結構段差を使いながらもできるのではないかと思ったり、それから砂防堰堤、水がしょっちゅう流れますし、災害があったところでも今工事しておられるところの水も利用できるということも検討するに値するのではないかと思っております。それから他府県で砂防堰堤が結構、熊本県や大分県では調査設計に県がお金を出してやって、それで公募をして、民間の人が小水力発電の設備をつくって売電をして採算に合う。公募して、県は初めのお金が要るだけで、ほかの運営はずっとその企業などに任すという、そういう制度を全国的に結構されておられます。関西でも節電協

議会がつくられて、関西以外だったら一つの県に全て節電協議会をつくっている状況であります。そんな中で奈良県はやっと動き出したかと思えますけれども、他府県ではかなりやっておられることを学んでまいりました。そんな中で今後、次回でよろしいのですけれども、きょうは下水道課も来ておられませんし、また宿題として持って帰っていただいて、今ある公共施設の中でどういうことに利用できるかをもっと検討していただいて、また次回返事をいただきたいと思っておりますので、これで質問を終わります。以上でございます。

○猪奥委員長 では、次の出席者に関しては、また後ほど委員会で協議させていただきます。

○阪口委員 3点質問をします。

1点目は、家庭用太陽光発電設置補助事業のことで追加募集を40件されるということで、本年度の予算は消化されるかと理解をいたしております。この太陽光発電の設置補助事業につきましては、先般、10月17日に脱原発を目指す奈良県議会議員連盟でも来年度の予算編成に当たりまして、知事に引き続き、次年度も太陽光発電の設置補助継続と拡充をしていただきたいと申し入れております。そこで、このエネルギー政策におきましても、次年度も太陽光発電の設置補助事業に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。ご意見がありましたらお願いをいたします。

その太陽光発電設備設置に当たりまして、ことし補助額が1件当たり8万円と、昨年10万円でしたが、2万円減額されております。その根拠は、一応県の説明で理解いたしましたけれども、今後、固定価格買い取り制度の価格が下がっていくと思っておりますので、やはり8万円よりも10万円のほうが県民の設置意欲が湧いてくるのではないかということで、そこら辺につきましてご意見がありましたらお聞きしたいと思っております。

2点目ですけれども、先ほどの説明で、民間業者間における土地・施設の貸し付け等に係る県でのマッチング事業ですけれども、登録が7件ですか、具体的にもう少し進んで、その登録業者と面談なり契約まで至っているケースはあるのか、そこをもう少し詳しくお聞きしたいと思っております。

3点目は、次世代自動車インフラ整備計画ということで、現在53基、それを427基に進めていくとお聞きしましたがけれども、積極的な取り組みかと評価はいたしております。ただ、県民に啓発していくならば、県におきましても、やはり急速充電器などの設置を考えていただいたほうがいいのかという意見であります。以上、3点。

○塩見エネルギー政策課長 まず、家庭用太陽光発電の補助の件は、冒頭地域振興部長が申し上げたとおりでございます。現在40件の募集枠で再度追加募集しております。また、その追加の40件の募集枠以外に、補欠としまして50件を募集しまして、現在ホームページでも公開しているところでございます。

それから、太陽光発電の補助額の増額なり、制度の拡充の件についてのご質問でございます。家庭用太陽光発電の設備の補助につきましては、一定の積算に基づきまして補助額を決めてまいりました。積算というのは設置にかかる経費から国の補助額、それから余剰電力の売電収入、それから自家消費による電気代の節約額など、経済的メリットを考慮しまして、設置される方の持ち出しについて一定割合補助するという考え方でございます。

近年、太陽光パネルの価格の低下は非常に著しくて、現在の価格の低下傾向から来年度のパネル単価を予想しますと、さきほど述べたそういう積算からいいますとなかなか太陽光発電の設備を単独で補助し続ける必要性は薄れてきているのかと感じます。ただ、奈良県におきましては、再生可能エネルギーの中に占める太陽光発電のウエートは非常に大きいので、担当課といたしましても何らかの普及支援策は続けたいと考えております。家庭用太陽光発電の補助制度につきましては、引き続き内容を工夫しながら、予算編成の中で頑張っていけるように考えております。

それから、次に、太陽光パネルのマッチング制度のことでございます。契約に至っているのはあるのかどうかということでございますが、マッチング制度につきましては、現在ホームページ上で事業者の方と、それから土地あるいは家屋の屋根を貸すという方の募集をしているところでございます。9月13日から募集を開始いたしまして、現在発電事業者7社が登録をされておりますが、土地あるいは屋根の提供者につきましては、問い合わせは幾つかございますが、まだ登録には至っていない状況でございます。したがって、契約に至っているケースは現在ございません。

それから、電気自動車の急速充電器の普及について、県が率先してやるべきではないかということでございますが、現在奈良県では、先ほど説明もございましたが、急速充電器が7カ所、それから普通充電器が46カ所、合計53カ所ございます。この充電器の普及策としましては、先ほどご説明させていただきましたが、急速充電器の整備計画を策定しまして、整備計画に基づく設置をする場合は補助のかさ上げがございまして、通常2分の1のところは3分の2にかさ上げされまして、しかもその裏負担の3分の1につきましては、自動車会社4社の協力によりまして一定支援されると聞いているところでございます。

県におきましては、今年度南部地域の土木事務所の出張所におきまして、非常用移動電源としての観点から電気自動車3台が整備されます。また、充電器が年内に整備されると聞いております。委員お述べの県庁への整備につきましては、設置場所や運営管理の問題、それから安全対策の課題等がございますので、現在関係課と協議しているところでございます。

なお、国の補助制度に加えまして、先ほど申し上げました自動車メーカーの支援が現在ございますので、市町村や民間企業について、民間企業がこれらの制度を活用して、充電器の整備をしていくに当たっての後押しや手助けをしていきたいと考えております。以上でございます。

○阪口委員 急速充電器のことにつきましては、関係課と協議をするということで前向きに検討されているのかと考えております。

マッチング事業につきましてはわかりました。ぜひ契約に至ればいいと思っております。

最初の太陽光発電の設置補助事業の額ですけれども、県が言っておられる積算根拠も理解できています。設置に当たる費用も価格は下がってきているかと。ただし、県民がつけようかと思う場合、8万円と10万円ではやはりインパクトが違って、県民の中でも10万円にしてほしいとか、県議会議員と話をしても10万円がいいのではないかという話がちらほら出てくるので、設置を進めていくにおいては、インパクトが大きいほうがいいだろうということで発言をしていますので、そこらについてはまたご検討いただきたいということで質問を終わります。

○和田委員 主に2点について質問をいたしたいと思います。

1点目は、奈良県のエネルギービジョンにおける平成27年度の再生可能エネルギーの設備容量を平成22年度の2.7倍にすると、数値目標の設定をいたしております。再生可能エネルギーについて、どれほど県内で設置されているのかは、客観的なある程度精度の高い発電量はつかみにくいところがあるということでしたが、そういう意味では、2.7倍にするというわけですから、一応つかむ必要があります。だとすれば、つかみにくいとおっしゃっておったけれども、どういう方法でこの2.7倍を把握するのか。具体的には、例えば平成25年度、再生可能エネルギー、いろいろな形で、売電、自家発電もあればいろいろあるわけですから、どのように把握をするのかをお尋ねしたい。

それから、地方分散型の電力発電供給量の確保ということで、分散型の発電が、聞いておりましたら、ここまで頑張ってお取り組んでいるのかと、このように実は感心をいたして

おります。評価をさせていただいております。けれども、問題は、この分散型の電力確保については、先日来の知事からの答弁、つまりあなた方が整理をされた状態では、電力自給率が18.9%だと、それは発電量と使用量の割合です。例えば関西電力管内でおよそ年3,000万キロワットと。それでいくと奈良県はおよそ150万キロワットとなるわけです。

その150万キロワットの中で再生可能エネルギーがおよそ1割ということで、それを確保しようという目標を立てているわけですが、1割という数字は全国的に見て低いのか、高いのか。数値目標はもっと、分散型ですから、上げていく必要があるのではないかと思うわけです。自給率が非常に悪いという奈良県の状況を含めまして、このような状況では大変心もとないと思います。万が一あちこちで、南海トラフでも、地震が起きると想定されているわけですから、そうすると和歌山県などの火力発電所は一体どうなるのか大変心配です。若狭湾でも地震が起きれば、電気の供給は一体どうなるのか、これは心配でございます。そういう意味で自給率を高めることは重要なことでございますから、数値目標がこれでいいのかどうなのか、全国的に高いのか、低いのか、わかっている範囲でお示しいただきたいと思います。

それから、エネルギービジョンでは、数値目標について電力の供給だけではなくて需要の面についてもきちんと触れております。平成22年度の電力使用量から5%削減した状態を平成27年度まで維持しますと、このように言っているわけです。つまり約75万キロワットという節電です。この節電については、どのような具体的な進め方でこれを実現されるのですか。単に電気の消費節約をしましょう、これでは話になりません、非常に原始的なやり方です。やはりそういうものではなくて、省エネとかを使っての電力の節電は精力的にやらなければならないだろうと思うわけです。そこで、この電力使用量、5%削減と言うけれども、平成22年度からの5%ということだけれども、例えば、平成25年度でこの削減を3%達成しましたとか、平成26年度で4%達成しました、平成27年度で5%削減しましたという具体的な数字、目に見える形で達成目標を示してもらった必要があるのではないかと思うわけです。そういう意味で、平成25年度は一体何%の削減を計画されているのか、またその方法はどのような形で進められているのか、その点わかっているればお示しいただきたいと思います。

さらに、省エネ設備の普及導入の関係です。今、自動車の話とかいろいろなことができてるのは、これはガソリン車、地球温暖化の問題にもかかわることで、これはいいこと

かと思うのだけれども、逆にまた電気を使えば電気使用量がふえることにもなるわけです。本当の意味の省エネ、先ほどのフィルムを窓に張るというのもいいし、あれもいいしこれもいいしとか、いろいろな省エネ技術が発展して商品が開発されております。その中にはガスのコンバインドシステムとか、エコウィルなどというものもどんどん導入されてきているわけですから、その方面での取り組み、あるいは設備導入、普及をするような促し方、それからまたそういうものをどんどん使いましょうと、電気代が安くなりますという啓発がいま一つおこなっているのではないかと受けとめます。一体省エネの設備導入などはどのような状況に今なっているのか、これは恐らく正確には把握できないだろうとは思いますが、できるだけ具体的にお示しいただきたいと思います。

それから、これは勉強不足、調査をしていないので、とんでもない質問になるかも知れませんが、関西電力が発電用に持っているダムがありますが、これは水力発電です。ところが治水用のダムやら、小さなものも含めていっぱいダムがあるわけです。そういうダム、もちろん水の量だとかいろいろな天候によって、季節によって水の量も違ってきますからさまざまな課題はありますけれども、そういったダムのところへ小水力発電で、うちの会社は事業を興したいという事業者があらわれるとするならば、あるいはあらわれてほしいといって誘いをかけて、そのダムとつないでいく、こういうことで小水力発電をどんどんふやしていくことも可能ではないかと思うわけです。これは事前に発言通告はしておりませんので、答えにくいかとは思いますが、しかし大ざっぱにそんなことが可能なのではないか、そういう小さなダムと、事業者があらわれた場合につないでいく取り組みなども考えられるのではないかと思うわけです。この点はひとつお教えいただきたいと思えます。以上です。

○塩見エネルギー政策課長 和田委員からは5点ほどご質問がございました。

まず、県のエネルギービジョンの再生可能エネルギーの目標2.7倍の把握方法でござりますが、この数値につきましては、基本的には関西電力からのデータをいただくことになると思います。あと県や市町村の公共施設につきましては、こちらでデータを集中しており、把握しているところでございます。自家消費分につきましては、この間からも申し上げましたとおり、関西電力でも把握できませんので、その数値につきましては把握は不可能ということでございますが、基本的には全量売電あるいは一部売電ということで、固定価格買い取り制度を導入しての契約になっているかと思えますので、自家消費、全て自家消費するという量はわずかだと考えております。

それから、自給率のことをございます。自給率18.9%について、これを上げる必要があるのではないかという件をございます。自給率につきましては、直近の平成23年度のデータで、奈良県につきましては20.5%となっております。18.9%というのは平成22年度の数値をございます。エネルギー自給率は、委員おっしゃったとおり、電力の供給量と、使用量の割合ということになりますが、この電力の自給率は非常に発電所の立地に大きく影響されるものをございます。特に火力発電とか、揚水発電は電力の需給状況により大きく変動するというものをございます。例えば和歌山県でございましたら、平成22年度の自給率は104.5%、平成23年度につきましては233.6%となっておりますが、これは平成23年度、原子力発電所が停止した影響で、和歌山県の火力発電所はフル稼働したということで電力自給率が上がったと考えております。

数値目標をどうするかということにつきましては、近畿の各府県につきましても電力自給率という数値目標は設定しておりませんので、今後引き続き検討はしていきたいと思っております。ただ、災害とか計画停電に備えて分散型電源を面的に整備していくことは非常に重要なことをございます。電力の安定供給にも貢献することになりますので、数値目標をもし設定しないという場合でも自給率を向上させることは当然必要をございますので、自給率を向上させる方向でそれぞれの施策なり、事業を展開していきたいと思っております。

それから、3つ目をございます。5%の節電につきまして、その年度ごとの目標はどうかということをございますが、5%の目標というのは、平成22年度の電力使用量から5%削減をした状態を平成27年度まで維持するとしておりますので、これも毎年5%以上の削減を目標にしていると考えていただければ結構かと思っております。数値の把握につきましては、やはり関西電力の協力を得て行っていくことになるかと思っております。

それから、省エネ設備の普及導入についてのご質問がございました。特に今年度、補助事業がございます。これは県民や事業者への省エネ設備の普及策でございまして、特に事業者につきましては、製造業者向けの省エネ、節電対策の補助金といたしまして、県内の事業者が実施する省エネの改修工事、例えば動力機器の省エネ化、これはモーターをかえるとか、ファンをかえるとか、それからあと熱源機器の省エネ化、これは工業用ボイラーを省エネ用のボイラーにかえるとか、省エネ改修工事とか、それからデマンド監視装置の整備に対しまして補助を行っておるところでございまして、1次募集におきましては6件、それから2次募集におきましては2件の応募をいただいたところをございます。

それから、小水力発電の事業者があらわれたらどうするのかということをございますが、

まさに今年度、小水力発電の導入可能性調査の補助制度を設けております。先ほど冒頭、地域振興部長から説明がございましたが、6件ほど調査事業をして、地域の振興に資するためのということになりますけれども、翌年度以降の発電事業を見据えての調査補助に手を挙げてこられることがございますので、引き続きそういう支援はやっていきたいと考えております。以上でございます。

○和田委員 省エネ設備の関係でもう一度尋ねておきたいのですが、今、スマートメーターを取りつけるとか、いろいろな工夫がされております。これは家庭用でもあるわけですが、産業用、事業所用向けのものも今6件とか話が出ました。ことしエネルギー政策課が設置されたわけで、これからいろいろと検討していただき、有意義な、有効な設備導入にかかわるアイデアをどんどん出されることだろうと思いますけれども、いずれにいたしましても、省エネをすることは、分散型の電力発電を生み出すわけです。あわせて2度目、3度目の話の発言での言葉を使いますが、家庭としては安い電気料金になってくると。それは関西電力にしてみれば、自社の電力を利用する消費者が減ってくるので、消費者が利用する電力を高く設定しますと、こう言うかもしれない。しかし自家発電をする事業所や家庭は、それこそ電力料金は非常に安い。その事実はまだ各大手の大企業である製造企業は、結構自分たちのところで自家発電をやっております。それは電気料金が安くなるからそうしているわけであって、だから関西電力の電気を利用しておることがそもそも、大変消費者にとっては電気料金は高い状態ですから、そしてまた安定した電気の供給ということから見ても、何としてもこの省エネ設備の導入を図らなければなりません。そういう意味で、このようなものがある、あのようなものがあるという補助で、県としてはもっとうろいろな方法を通じて啓発していく必要があるのではないかな、このように今、考えます。奈良県の自給率は大変心細い、20%前後しかないという状態も含めて、これは真剣に省エネも設備導入にかかる、補助制度だとか普及の工夫をしっかりとやっていただきたいということを今は要望だけしておきます。

なお、またその調査、小水力発電の事業者があらわれた場合ということでございますが、もう既に小水力発電の事業者から問い合わせが来ております。ですから、本当にやりますというのであれば県のほうへ紹介をいたしますからきちんと対応してやってください。よろしく頼みます。

○猪奥委員長 ほかにありませんか。

○宮本副委員長 ほかの委員もあるかもしれませんが、先に質問させていただきます。1

点だけお聞きしたいと思います。

補正予算でも木質バイオマスの利用設備整備事業ということで上げていただいておりますが、特に今、木質バイオマスを使ったボイラー、暖房が注目されていますが、同時に発電をするということも有効なエネルギー利用として注目をされています。

その点で1点お聞きしたいのですけれども、奈良県でもその可能性は大いにあると思っております。平成25年度事業でも、これは主にペレットストーブやボイラーなどになりますが、木質バイオマスの実証実験事業も、奈良の木ブランド課で取り組んでいただいております。ただ、先進的な取り組みをやっているドイツなどと比べますと、なかなか日本は発電という点ではおこなっていると思っております。ドイツは既に2000年から固定価格買い取り制度をやっていることもあって、特にバイオマスについていいますと、小規模な林業経営者や事業主などでも具体化できるような、規模が大きくなったら補助は減っていくと。一定額で歯どめをかけることで分散化を図ったことが飛躍につながったという分析があります。その点でいいますと、日本の場合、これからそういった地域分散型を図っていくというときに、固定価格買い取り制度の見直しをかけるときに工夫が要ると思っておりますので、その点、奈良県が取り組みを進めるに当たって、国に対してどういう働きかけをしていくかと、それからもう一つは、エネルギービジョンについて見させていただきますと、平成27年度目標でいいますと、バイオマス発電については現状維持という数字になっております。これは恐らく思うところに、長期的な時間が必要だと、木質バイオマスを奈良県で具体化をしようと思ったときに間伐材の切り出しの林道整備をすることとか、あるいはペレット工場をしっかりと誘致したりとか、利用の出先を確保することなども必要になってきますので、そういうことも関係しているのかと思うのですが、この平成27年度以降の取り組みを広げていくことが必要だと思うのですが、その点で何か考えていることがありましたらお聞きしておきたいと思っております。

○岡野奈良の木ブランド課長 木質バイオマスの関係についてお答えをいたします。

奈良県で木質バイオマスの利活用をどのようにして広げていくのかというご質問かと思っております。ドイツではかなり進んでいるという例も紹介していただきましたけれども、奈良県におきまして現状を見ておきますと、林地に残された間伐材とか、ヘダとか先端部分の未利用材、こういったものは効率的な収集や搬出体制が確立されておりませんで、コスト面からなかなか利用が進まないという現状でございます。ドイツを、全て見に行ったわけではございませんが、文献等によりますと、奈良県と比べまして地形等が緩やかな部分が

あって大型の機械が入りやすいということも一つ要因で、木材の搬出が低コストでできることが影響しているのかと思っている次第でございます。

奈良県といたしましてもこのような中、何とか木質バイオマスの利活用を広げていきたいということで、今年度バイオマスの利活用に向けての実証実験、これは熱利用でございますけれども進めております。こういった中では県営林を利用いたしまして搬出実験、それからこれは木質ペレットでございますけれども、製造の実験、それから熱利用の実験ということで、それぞれ実験をいたしましてデータをとり、課題を見つけて、今後の課題解消に向けてどういうことが必要なのかということを取りまとめていくということです。

国に向けてどう要望していくのかという今のご質問だったかと思っておりますけれども、こういった地域地域の実情に応じてそれぞれの事情があるということでございますので、今年度判明いたしました実証実験結果、こういったものを国に向けて発信していきまして、本県の実情に沿ったようないろいろな制度を考えていただきたいと、こういうことを発信していこうかなと、このように思っております。

それと、もう1点は、エネルギービジョンの中での発電の話があったかと思っております。どのように広げていくのかということでございますけれども、やはり今申しましたように、搬出木材が高コストという現状の中でいきますと、発電は今のところかなりの規模が必要ということになっております。まずこのあたりの点を解決していくのが必要かということで、今申し上げました実証実験の結果も踏まえつつ搬出コストの低減に向けてさまざまな取り組みを行っていききたいと思っております。以上です。

○宮本副委員長 ありがとうございます。これから経過をしっかりと見守らせていただきたいと思っておりますけれども、奈良の木ブランド課長がおっしゃったように、奈良県でいろいろな取り組みが、さまざまな補助金も活用して、こうすれば小規模な林業家や事業者でも発電に結びつけられるというモデルをぜひつくっていただいて、国にも大いに発信して、日本の脱原発が進むことを強く願っておりますので、そのことを要望いたします、質問を終わりたいと思っております。

○高柳委員 もう簡単にということで、エネルギービジョンを進めていくということで、県下の市町村と恒常的な協議会をこしらえてというより、今どんな形で進められているのか。特に現場を一番よくわかっているのが市町村だと思っておりますし、潜在的な、まだ隠れている再生エネルギーのことにしてもよく知っているのではないかとということを含めて、どういう会合、会議をやってこられたのか、その辺のところを教えていただきたいと

思います。

○塩見エネルギー政策課長 市町村との情報共有につきましては、市町村のエネルギー担当課長会議等々でそういう情報共有をしております。あと、個別の案件につきましては、委員おっしゃるとおり、市町村がかかわることが非常に多々ございますので、南部地域の市町村の担当課長が直接来られたりとか、それからNPO法人が直接来られたりとかいうことで、情報の共有や情報提供をさせていただいております。あとは通常の県の広報ツールを活用しながら情報提供をさせていただいているということでございます。以上でございます。

○高柳委員 力の入れようは担当の職員と話していたらすごく伝わってくるのですけれども、県というのは組織ですし、そういう意味ではエネルギービジョンを推進していくための市町村を含めた協議会をぜひともきっちりとした位置づけをしないと組織は動かないと思います。いろいろな事例でもそうでしょう、公共交通の問題でも一歩進んでいったときに、それを格上げしていきます。今はもう知事が先頭になってやっているとか、そういうのがあるけれども、今の話だったら課長会議という位置づけが、伝達になっているのか、ただ、聞きおくのかその辺もわからないと。NPOを含めて、聞きにくるだけだと。説明のところは真摯にやってもらっているかもわからないけれども、やはり一つの機構の中できっちり整理したほうがいいのと違うかと。

答弁の中で、南部地域の市町村の課長がということで、この中で見えていても、井岡委員が言っているように、小水力発電はこれからの一番の大きな奈良県が力を入れるところだと実は僕も思っているのです。そういう意味では、南部地域、東部地域だけではなく、それは中山間地域の課題ではなくて、都会の中にも小水力発電の問題がある。井岡委員の言っていた下水道のことは、僕もほんまに思っているし、上水だったら、下水もできるだろうともほんまに思っているのですけれども、例えば竜田川は、流れがすごい急流です。落差がすごく大きいのです。今、生駒は常に洪水の起きている地域で改修計画が進んでいるという話になるのです。そしたら落差が3メートル、4メートルあるところを土木で改修工事をするときに小水力発電をセッティングして、それを土木工事ですとか、いろいろなことが考えられるのです。だから今言った、後での話で進めていったらいいと思うのですけれども、そういうことも議論のできるような、協議会をつくっていくべきだと。もう今回は12月県議会直前の会議なので、当然、来年度予算の中にそれを入れるぐらいのことをするのかどうかを答弁してもらって、終わります。

(発言する者あり)

○野村地域振興部長 委員の言われる協議会の件ですけれども、まず当部局として、まずエネルギー政策課を今年度初めにつくらせていただきました。それをもって、各市町村単位でも正直言っているいろいろな課があります。市町村レベルでエネルギー課というのはないところがほとんどございまして、その中でもまず担当課長会議を立ち上げまして、どこが担当なのかをはっきりさせたところがございます。まず情報共有させてもらって、市町村の地域の資源がどういうものがあるのかを拾い上げてもらって、しかも我々からこういうメニューがありますとお示したところ、まず立ち上がったところがございます。なので、私どもといたしまして、今、それで市町村の側でも個別にこういうご相談があれば、一つ一つ丁寧に対応させていただいておりますので、まずはその状態を続けさせていただいて進めていきたいと考えております。

また、その発展的な形として、そういう声があるようであればまた考えていきたいと考えていますが、ただ、一方で、委員にもお伝えしたいのは、節電協議会であるとか、その他エネルギー政策講演会であるとか、市町村に限らず県民の皆様方と情報共有したり、あるいは民間事業者の方々も結構関係ありまして、あるいはNPOの方々も関係あります。そういう意味でのそういう場を設けながら、そういうところには市町村の方々に来てくださいということも今もう既にやらせていただいておりますので、そういう個別の取り組みを進めながら、委員言われましたような共通の課題として何かそのような組織が必要になることがありましたら、そういうことを考えていきたいと考えておりますが、正直言ってまだそのレベルまで至っていないのかと思っております。

○高柳委員 終わったと思っておりますのに、要らんことを、答弁は要らないです。私が言っているのは、再生可能エネルギーの潜在的なことを共有するためにも協議会が必要だろうと。節電協議会とか、そんなのは価値観の押しつけです。いろいろな考え方がある中で、一つの方向性を持ったこちら側の分野です。小水力発電とかいろいろな再生可能エネルギーのことをもっと深めていこうということが、圧倒的に協議会ができていないから節電協議会より負けているのではないかとやっているのに、いや、こちらをやっていますという話は答弁になっていないではないか。

また次にやります。

○猪奥委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

先ほど井岡委員から下水道等の水道施設を生かした小水力発電の答弁のために次回委員会におきまして下水道課長に出席を求める発言がありましたので、次回委員会に呼ぶことにしてよろしいでしょうか。

○高柳委員 あわせて土木の関係で、俺が今言うた、そういう河川改修を含めてそんなモデルみたいなこともできるのと違うかとかいうこともありますので、その辺のところ調整をしながらやってもらったら。

○井岡委員 下水道課、河川課、砂防課、今、資源調整課はないね、ダムはどこが管理しているのか。

(「河川」「河川調整課ではない、それは地域政策課だ」と呼ぶ者あり)

地域政策やね、地域政策課と水道局と、その中で。(発言する者あり) その中で検討するところ、もし。

○猪奥委員長 和田委員の質問でも治水ダムでどういう設置ができるかというご質問がありました、あわせてご答弁いただくということよろしいですか。

(「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

それでは、これをもちまして質疑は終わりたいと思います。

理事者の方はご退席をいただきます。ありがとうございます。お疲れさまでした。

委員の方はお残りをお願いいたします。

(理事者退席)

それでは、本日の委員会を受けまして委員間討議を行います。

まず初めに、前回の委員会で質疑が1人の理事者に集中しているとの意見がありましたので、正副委員長間で協議をいたしました結果、今後の委員会運営については、常時出席の理事者と議論をすることを基本として、特に必要があれば別途、常時出席以外の理事者の出席について、今回のようにその都度、委員会でご協議をいただくこととします。

次に、報告です。今からお配りをいたします。第13回節電協議会が10月24日に開催をされました。新しい委員会の体制になってから、2回目の節電協議会から、なぜかエネルギー政策特別委員会の委員長として私が出席をさせていただくことになりました。先ほど和田委員からもお話がありました、結局どういう取り組みをするのかと、ことしの夏はどうするのか、冬はどうするのかという話が協議会のメンバーにご説明されました。資料はまた後ほどお目通しください。ことしの夏の需給の状況について、ことしの夏の節電

の取り組みの結果について、県施設への省エネ診断の実施の結果について、それから、これがメインだったのですけれども、ことしの冬の需給の見通しについて。ことしの冬は他社電力、または電力事業者から買うことでもって足りるのだと。ただ、関西電力管内は努力目標を今回は設定しないことにしているのだけれども、奈良県の節電協議会でもって奈良県では5%削減をすることを目標とすることが決定をされました。会議自体は40分程度で、ほとんど関西電力とエネルギー政策課がしゃべって、質疑も特になく、終わりというものだったのですけれども、せっかく私もこの委員会を代表して出席させていただいておりますので、次回の協議等で発言すべき内容があれば、またこの委員会の総意をもって発言させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、次に、スケジュールもお配りをいただいております。当委員会での委員間討議に関する2年間のスケジュールと、委員間討議の参考に、初度・9月開催の委員会の取りまとめをお配りをいたしました。お目通しをお願いいたします。いかがでしょうか。

これを見ていただきながら、当委員会の所管事項であります本県のエネルギー政策の推進について、今後当委員会で取り組むべき方向、議論を深めるべき課題や論点等につきまして、今この委員間討議でご意見をいただいて、次回への方向性づけとしたいと思います。

それでは、皆さん、奮ってご発言をお願いいたします。

○安井委員 それから、一つ感想だけ言わせてもらおうと、今の委員会の委員からこの理事者に次、出席してくれとか、要請した上で来てもらうことにするとのことだが、本課のエネルギー政策課が、縦割りではなしに、もっと横断的に自分のところが調査して、土木関係はこう、農業関係はこうというぐあいに、もう少しノウハウを持って臨んでもらわないと。それは自分のところではないという発言では、一回一回委員が次はこの人を呼んでくれ、あの人を呼んでくれというものではない。全体的な県のレベルで考えていこうと思えば、各課、各部が、それぞれ持ち寄って、それこそ議会に議案として出す以上は、もっと自分らで能力をつけてもらわないと。縦割りではいけない。それは高柳委員が言ったように、県もそうだし市町村もそうだと。だからそういう辺も県のエネルギーとはということから考えていけば、そういうものは常に越えてこないといけないものだ。ここへ議案として出す以上は、越えてこないといけないのに越えていない。なぜこっちから指名しないといけないのか。そうではないと思うので、今の課のものは、もうそろそろ議案として出す以上は部課、部局、あるいは横断的に、しっかり考えた上で議会に呼んでもらいたいと思います。

なるほど担当部局だけれども、話題は、ひろく言ったらいいと思う。向こうも言ったらいいと思う、おまえところの課はどうなっているのかというぐらいにしたらいいと思う。

(発言する者あり)

何か物足らん。

○上田委員 いや、それは結局、ずっと見ていて、塩見エネルギー政策課長一人でやっているけれど、塩見エネルギー政策課長一人で対応しているような委員会になりつつあるが、彼の範疇で全部できるかと。例えばさっきの県土マネジメント部の話、河川課からも話できるかと。きょうも税務課がいなかったら塩見エネルギー政策課長ではあれ答弁できないはず。だから助っ人的にきょうは来ている、臨時出席だから。きょうも最後に、この課もこの課もと、今、井岡委員が言った。それなら、それを持って帰って、次、向こうで考えてこいと、一人で答えられるのなら塩見エネルギー政策課長、答えろと。

○高柳委員 多分、そんなこと言っても、あなたたち出なさいと、現場で多分言われる。それを克服するというのか、それを調整するのは、ここの場所での協議会みたいなものを設置しなければいけないし、奈良県的には市町村を入れた協議会もつくらなければいけない。節電協議会なんてやっている、実際に。なのに、再生可能エネルギーではつくられていないということは、今委員会に対応する県の行政組織がない。

○上田委員 次回からの出席要請について、正副委員長にお任せしますと言ったけれども、こちらから呼びつけるのではなくて、あなたのところで答えられるのだったら呼ばなくていいと、あなたが責任を持って答えなさいと、それでいいと。

○安井委員 エネルギー政策課長が、もっと指名したらいい。あなたのところではどう思っているのかと。

○高柳委員 地域振興部長が考えていませんという答弁を今回しましたでしょう。という話は開き直りと同じです。もう、ここまではこちらではまだ考えていないし、節電協議会で事足りていますと。

○井岡委員 今回は、小水力発電の質問をすると、小水力サミットに行ってきたから、そのときだけいっぱい出してきました。だけれど下水道課のバイオマスが抜けています。ぜったいネタは持っているはずですけども、考えたら、ひねり出したら絶対出てくるはずなのに、どうも今のは押しつけみたいで。

○高柳委員 やはり庁内で協議会をつくるとか。

(「共有がない」と呼ぶ者あり)

○安井委員 庁内で、本当にエネルギーについて各それぞれの部局から出してもらって、お互いに結果が出たものを持ってこないといけない。こちらから指名しておまえのところどう考えているのかなんて。もう一つ消極的過ぎて県の取り組みがどうなっているのか。もっと一体感のある取り組みが。

○高柳委員 特別委員会の方向づけをしてもらっているような感じだ。

○上田委員 今回で安井委員はこの委員会終わりますので。

○安井委員 子育て支援・少子化対策特別委員会へ代わります。

○高柳委員 最後のことばを。

○猪奥委員長 そう、置き土産を。

○阪口委員 安井委員、抜けるのですか。

○安井委員 トレード。

○上田委員 いや、生駒市・生駒郡選出の委員ばかりだからもう抜ける。

○井岡委員 各派連絡会で、子育て支援・少子化対策特別委員会が少なくなりました、1増してくれとなったので、エネルギー政策推進特別委員会か南部・東部地域振興対策特別委員会かとなったけれど、エネルギー政策推進特別委員会からとなり、それで。

○高柳委員 まだ内々の話でしょう。

○井岡委員 いや、もう今度の本会議で議決します。

○阪口委員 寂しいです。

○宮本副委員長 あくまでもエネルギーの委員間討議ですので、話題を選んでいただいて。

○上田委員 済みません。申しわけございません。

○安井委員 だから、次回からは抜けるけれど、きょうの感想だけ言わせてもらいます。

○高柳委員 いや、本当に問題提起、そのとおりだと思います。

(「なぜこっちが探さないといけないのか」と呼ぶ者あり)

○安井委員 向こうがエネルギーと考えたらそれぞれ部局で持ち寄って、結論を出してきたらいい。

○高柳委員 だから地域振興部長もそういう答弁しかできないという、いや、当面考えていませんというのだったら、この委員会に対応する組織がないわけです。

○上田委員 今の理事者退席後の討論を野村地域振興部長にだけ伝えてください。正副委員長で。

○宮本副委員長 そうですね。

○安井委員　そういう感想があります。

○宮本副委員長　この間、何回かやりとりしている中で、本当に私も、今回木質バイオマス発電もしましたし、前回小水力発電をやりましたけれども、本当にやる気があるのかと感じるようなことです。聞いても手応えないわけですし、これ以上突っ込んででもと思うような……。

○安井委員　小水力発電は県土マネジメント部で、木質バイオマス発電というと農林部だ。そんなの越えないといけない。

○宮本副委員長　ええ、本腰が入っていないような取り組みになっています。そこはこの皆さん、共通の認識になったと思います。

○安井委員　正副委員長でそのところよくしっかりと対応して。

○井岡委員　この間の小水力サミットの中の意見で、全国の中でどこの地域が一番小水力発電の可能性があるかといったら、やはり紀伊半島だと言われた。降雨量が多いのと、枝線の水系が多いということで、そう言われた。なのに全然やっていない。その水系を利用した小水力発電をやっていないが他府県は結構やっています。

○猪奥委員長　その井岡委員が行かれたサミットに、私は引き継ぎで、その後の視察の部分だけ行ったのですが、鹿児島県で、ご存じの方がいらっしゃると思うのですが、今県内で40カ所小水力発電所をつくろうとされています。その小水力発電所は、今県がやっているような、電柵にだけ使うのですとかという、そういう小規模というか、今、県がやろうとしているのは電力をお金にすることは悪だみたいな施策の方向でしかやってなくて、売電収入を上げてそれでもって何かみたいなのは全然やっていないのですが、鹿児島県でやられているのは今できた特定電気事業者、ほとんどが九州発電という会社でした。九州発電が自分のところのお金で設置をして、水を河川の管理者、県なり市なりは、こういう条件だったらいいですという設置をきっちりとして、かなり大規模な工事を行って、15億円とか16億円とかで工事して、それでもって十分ペイできると。ここの河川につけるのですとかというところを何カ所か、3カ所、見に行かせてもらったのですが、こんな水量でいいのと。0.6トンとかだから、別に竜田川でも全然余裕でいけるようなところでした。またみんなで鹿児島県でも行けたらいいなど。

○宮本副委員長　今後の方向も含めてね。

○高柳委員　現状、課題を取りまとめとなっているのだけれど、論点を整理するというか、結構いろいろな意見が出ています。私も彼もよくわからないけれども、私は原子力発電反

対ということで、それは譲りたくないわけです。そうだけれども、原発をという、そういう価値観の人もこの委員会にはいる。そうしたらそういうことを論議するのはいいです、でも、まとめるとなるとすごくしんどいです。そうしたらなるべく委員のいろいろな価値観をまとめられるような課題を中心に論議をしていくと。原発のことで言わないといけないうときには言ったらいいと思う。そういう話は置いておいて、まとめる話を積極的にできるような論議するようにしたほうがいいと思う。

もう一つは、国の法律でがんじがらめになっていることをこの委員会で論議して、それはおかしいといってもまとまらない。まとまらないことをその場所で論議をするよりも、そんなことは、私もおかしいと思っているし、彼もおかしいと思っている。おかしいけれども、言っても合意にならない話を、何度理事者に言っても結論が出ないわけです。状況の説明をするときに言ったらいいと思って、だけれども、話に持っていくための課題整理をしたほうがいいと思う。そういうことの見解を含めてやってもらって、あと何回かしか委員会はない。結論を出すときに、課題は課題で置いておくと。けれども、まとめられる話はまとめないと、もし今回で、課題は言い合いっこしましたって言って並記で終わってしまったら何のことかという委員会になる…。

○安井委員 もっとも委員会を主眼においた言い方だと思うけれども、来年最初の本会議があるので、そういう機会を捉まえて、エネルギーについて理事者がどう思っているのかということをやれば、もっと庁舎全体が、そのことに対して答えてくれるだろうし。それは委員会だけではなしに、そういう機会も大いにあるわけだから、本会議で言う場合はそれ一本でやるということになるけれども、考えてもらってやったらいいと思います。委員会はあくまでも委員会の中の話、今言ったように、まとめたりとか、そういう方向で進めていったらいいと思うけれど、いろいろな意味で幅広いから、やっていったらいいと思います。例えば原子力発電のことでも、これはもっと高い次元の話だから、それはそういう機会でも話してもらったらいいのではないかと。そしたらすぐもう頭にきて、もうええわって言わずに、その辺はとめてあげて。

○猪奥委員長 今回はいろいろご意見出していただいて、また次、出していただいた意見をまとめながら方向性をつけたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

また何かあったら言ってください。

ありがとうございました。以上で委員会を終わります。お疲れさまでした。

